

## 答 申

### 第1 審査会の結論

沖縄県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った公文書不開示決定は、妥当である。

### 第2 諮問の概要

#### 1 公文書の開示請求

令和3年9月18日、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「令和2年度実施沖縄県公立学校管理職候補者試験の全試験別の最終合格者の年齢幅」等3件（以下「本件請求文書」という。）の開示請求が行われた。

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る対象公文書として、「令和2年度実施沖縄県公立学校管理職候補者選考試験判定会議資料」等3件（以下「本件公文書」という。）を特定し、令和3年10月5日付けで、本件公文書の記載内容は条例第7条第7号に定める不開示情報に該当するとして、公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

#### 3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により令和3年12月1日付けで実施機関に対して審査請求を行った。

#### 4 諮問

実施機関は、条例第21条の規定により、令和4年3月4日付けで審査会に対して、本件公文書の開示可否の決定について諮問した。

### 第3 審査請求人の主張（要旨）

#### 1 審査請求の趣旨

開示しない理由を「学校管理職選考及び教員候補者選考の適切な遂行に支障を及ぼすおそれ」としているが、理由として成立していない。

#### 2 審査請求の理由（要旨）

当該請求内容は、管理職候補者選考試験の最終合格者の年齢幅であり、教員選考試験とは一切関係がなく、その遂行に支障を及ぼす可能性はない。

学校管理職選考については、平成30年度沖縄県公立学校管理職候補者選考試験の最終合格者の年齢幅は、現在もホームページで公開されており、このことは、学校管理職選考の適切な遂行に支障を及ぼしていない。これ以前の平成29年度～平成17年度沖縄県公立学校管理職候補者選考試験の最終合格者の年齢幅も同様に公開され

ている。

14年間公開してきた、現在も公開しているデータについて、平成31年度分以降について公開しないことに正当な理由はない。

#### 第4 実施機関の弁明の内容（要旨）

本件請求文書に対し特定した公文書は、選考試験判定会議資料で合否判定に関わる資料であり、学校管理職選考試験の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため不開示とした。

再検討した結果、特定公文書とは別に、添付のとおり「令和3年度実施 管理職候補者選考試験最終合格者平均年齢等」の資料をもって情報提供することとする。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 公文書の特定について

実施機関は、本件請求文書について、平成30年度から令和2年度実施の「管理職候補者選考試験判定会議資料」を対象文書として特定した上で不開示決定を行っている。

しかし、実施機関は弁明書において、年齢幅に関する資料として「令和3年度実施管理職候補者選考試験最終合格者平均年齢等」（以下「情報提供文書」という。）を審査請求人に情報提供として交付することとしている。

審査会では、これらの状況を踏まえ、開示請求時において、情報提供文書は存在していなかったのか、特定文書以外に年齢幅が記載された文書は存在していなかったのか、本件処分において実施機関の文書の特定が妥当であったか確認を行った。

実施機関に確認を行ったところ、情報提供文書は審査請求後に作成された資料であり、開示請求時において特定文書の他に当該試験の合格者に係る年齢幅が分かる資料は作成、保有していなかったとのことであった。

したがって、本件請求に係る文書の特定については妥当であったと判断する。

##### 2 本件公文書の不開示理由妥当性について

実施機関は、本件公文書は、管理職候補者選考試験の合否判定に関わる資料であり、公にすると、学校管理職選考試験の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、条例第7条第7号に該当することを根拠に不開示としている。

また、審査会から実施機関に、不開示の根拠は上記規定のどの条文に該当するか確認したところ、同号の柱書ア及びエに該当するという説明であった。

###### (1) 条例第7条第7号について

条例第7条第7号は、「県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、（中略）当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」について、不開示情報に該当する旨規定している。また、例示として同号柱書アでは、「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」、同号柱書エでは、

「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」を掲げている。

(2) 条例第7条第7号該当性について

実施機関の説明によると、本件公文書を公にすると、具体的な選考方法や方針、評価項目が明らかになり、評価者の特定に繋がることにより、評価者が適切な判定を行うことが難しくなる等、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるため、条例第7条第7号柱書アに該当するということであった。また、同様に、評価者が適切な判定を行うことが難しくなることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるため、同号柱書エに該当するということであった。

審査会において本件公文書を確認したところ、当該文書には、管理職候補者選考試験の受験者の氏名や性別、年齢、所属のほか、試験の項目ごとの配点、合否、順位等が記載されている。一般の職員採用試験等とは異なり、管理職選考試験のような内部試験に関する文書は、通常、公開されることが予定されているものではないと考えられる。また、これらの情報を公にすることにより、試験に係る事務に関し「正確な事実の把握を困難にするおそれ」があり、さらに、人事管理に係る事務に関し「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があるものに該当すると認められる。

また、審査請求人は「管理職候補者選考試験の最終合格者の年齢幅」の開示を求めていることから、審査会において、条例第8条に基づく部分開示の可否について検討する。審査会から実施機関に対し、年齢幅が分かる部分のみの開示の可否について確認したところ、合格者の最高年齢及び最低年齢の部分のみを開示した場合、受験者が少ない校種では個人の識別に繋がったり、合否の順位等が明らかになったりする等の支障が生じるとのことであった。審査会において本件公文書を確認したところ、実施機関の説明は妥当であり、本件公文書について、部分開示の余地はないと認められる。

よって、本件公文書について、全部不開示とした実施機関の判断は妥当である。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

本案件を審議した沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏 名	役 職 名 等	備 考
井上 禎男	琉球大学教授	会長
儀部 和歌子	弁護士	※令和5年1月8日まで
仲村 剛	弁護士	
中村 政也	弁護士	※令和5年1月9日以降
新見 研吾	弁護士	会長職務代理
三浦 毅	琉球大学准教授	

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和4年3月7日	諮問書受理
令和4年12月22日	審議（第340回）
令和5年1月25日	審議（第341回）
令和5年4月19日	審議（第343回）
令和5年5月24日	審議（第344回）
令和5年6月28日	審議（第345回）
令和5年8月22日	審議（第347回）
令和5年10月27日	審議（第349回）
令和5年11月20日	審議（第350回）